

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 6 年 3 月 1 日 至 令和 7 年 2 月 28 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 社会医療法人 慈生会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☒ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県枕崎市白沢北町 191 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 63 年 9 月 28 日

(4) 設立登記年月日 昭和 63 年 10 月 6 日

(5) 変 更 認 定 日 平成 21 年 9 月 1 日

(6) 役 員 (令和 7 年 2 月 28 日現在)

	氏 名	備 考
社 員・理事長	鮫島 秀弥	社会医療法人慈生会 理事長・社会福祉法人秀京会 理事長
社 員・常務理事	鮫島 稔弥	ウエルフェア九州病院 管理者
社 員・理 事	鮫島 寛人	ウエルフェア鹿児島中央駅クリニック 管理者
社 員・理 事	前田 美恵子	社会福祉法人秀京会 特別養護老人ホーム 施設長
社 員・理 事	小脇 正志	社会医療法人慈生会 経営企画室次長 兼 ウエルフェア九州病院 地域連携課長
社 員・理 事	川畑 拓誠	ウエルフェア九州病院 薬剤部長
社 員・理 事	有園 亜美	ウエルフェア九州病院 看護部長
社 員・理 事	高橋 雷太	株式会社吉田経営 代表取締役
社 員・理 事	渡邊 章寛	鹿児島銀行枕崎支店 支店長
監 事	岩元 耕兒	税理士法人さくら優和パートナーズ 鹿児島本部代表
監 事	國見 聡宏	国見内科医院 管理者

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関 コード	開 設 場 所	許可病床数
病 院	ウエルフェア 九州病院	4610410435	鹿児島県枕崎市白沢北町 191 番地	精神病床 153 床
診療所	ウエルフェア 鹿児島中央駅 クリニック	4610128623	鹿児島県鹿児島市武 1 丁目 2 番 10 号 JR 鹿児島中央ビル AMU WE 3 階	無

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
地域活動支援センターうえるふえあ 【枕崎市、南九州市及び南さつま市 から委託を受けて運営】	鹿児島県枕崎市白沢北町 191 番地	① 障害児相談支援事業 ② 一般相談支援事業 ③ 指定特定相談支援事業 ④ 障害区分認定調査事業

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
不動産賃貸業	鹿児島県枕崎市白沢北町 163 番地	社会復帰アパート ハイツ・ワンステップ

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

開催日	事項
令和6年5月22日	・令和5年度決算の決定、資産の総額の変更 ・新診療所の開設における融資額変更の決定
令和7年2月13日	・令和7年度の事業計画及び収支予算の決定 ・令和7年度の借入金額の最高限度額の決定

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

施設名	開設日
地域活動支援センターうえるふえあ	令和6年6月1日
ウエルフェア鹿児島中央駅クリニック	令和6年7月1日

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

ウエルフェア九州病院

通 知	内 容	指定期間
令和6年5月31日 (障福第189-1号)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項に基づき同条第2項後段の規定による特例措置を採ることができる応急入院指定病院	令和6年6月1日～令和9年5月31日
令和6年5月31日 (障福第191-1号)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる特定病院	令和6年6月1日～令和9年5月31日
令和6年7月23日 (障福第367-7号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）	令和6年8月1日～令和12年7月31日

ウエルフェア鹿児島中央駅クリニック

通 知	内 容	指定期間
令和6年6月4日 (生衛医第6-6号)	医療法第7条第4項の規定による診療所開設（鹿児島市保健所）	-
令和6年6月26日 (障福第301-1号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）	令和6年7月1日～令和12年6月30日
令和6年7月9日 (第1528号)	診療所開設（鹿児島医師会）	-

地域活動支援センターうえるふえあ

通 知	内 容	指定期間
①指定特定相談支援事業者 ②指定障害児相談支援事業者 ③一般相談支援事業 (障害者相談支援事業)	障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に規定する指定特定相談支援事業者又は児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者に係る指定) 第51条の25第1項及び児童福祉法第24条の29の規定。	-
地域活動支援事業(地域活動支援センターI型事業)の再開届)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第4項の規定	-

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) その他

・工事

施行月	内 容	施工会社
令和6年6月	浄化槽自動スクリーン(腐食取替工事)	川崎電気工業所
令和6年6月	自動火災報知機(火災報知器設備改修工事)	ニッタン株式会社
令和6年11月	病院入口看板(台風災害修繕工事)	豊留建設
令和7年1月	旧福祿寿 台風災害修繕工事	岩田組

・医療機器購入

購入日	内 容	購買先
令和6年12月	ストレッチャー2台	平成メディカル

・リース契約

契約日	契約期間	内 容	リース会社
令和6年3月	5年	医事会計システム	鹿児島リース
令和6年3月	7年6ヶ月	LED照明一式	シャープファイナンスリース
令和6年5月	5年	ノーマル相談記録システム	三菱HCキャピタルリース
令和6年6月	5年	ホームページ おりこうブログ	リコーリース
令和7年1月	5年	医薬品在庫管理システム「ODSS」	鹿児島リース
令和7年2月	5年	MOT/TEL 電話装置	鹿児島リース

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式第三号

法人名 社会医療法人 慈 生 会
所在地 鹿児島県枕崎市白沢北町191番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和7年2月28日現在)

1. 資 産 額 1,478,689 千円
2. 負 債 額 211,835 千円
3. 純 資 産 額 1,266,853 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	653,766
B 固 定 資 産	824,922
C 資 産 合 計 (A + B)	1,478,689
D 負 債 合 計	211,835
E 純 資 産 (C - D)	1,266,853

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第一号

法人名 社会医療法人 慈生会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県枕崎市白沢北町191番地

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 2 月 28 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	653,766	I 流 動 負 債	116,609
現金及び預金	482,634	買掛金	7,247
事業未収金	161,499	未払金	25,907
医薬品	5,030	一年以内返済予定長期借入金	1,250
給食材料	142	短期リース債務	9,840
貯蔵品	876	未払費用	45,307
未収入金	975	未払法人税等	104
前払費用	2,153	賞与引当金	21,927
立替金	190	預り金	4,173
仮払金	261	預り敷金	675
		前受金	175
II 固 定 資 産	824,922	II 固 定 負 債	95,225
1 有形固定資産	718,185	長期借入金	8,750
建物	329,606	長期リース債務	26,475
建物附属設備	67,139	医療機関債	60,000
構築物	19,486		
医療用器械備品	13,454		
その他の器械備品	32,434		
車両及び船舶	0		
一括償却資産	1,762		
土地	254,302		
2 無形固定資産	2,608	負債合計	211,835
ソフトウェア	1,397	純資産の部	
電話加入権	1,211	科 目	金 額
3 その他の資産	104,128	I 積 立 金	1,266,853
出資金	20	設立等積立金	404,422
預託金	55	建物圧縮積立金	55,916
敷金	6,606	繰越利益積立金	806,514
従業員長期貸付金	103,312		
奨学金引当金	△ 44,050		
繰延資産	1,360		
長期前払費用	36,823	純資産合計	1,266,853
資産合計	1,478,689	負債・純資産合計	1,478,689

様式第二号

法人名社会医療法人 慈生会

※医療法人整理番号

所在地鹿児島県枕崎市白沢北町191番地

損 益 計 算 書
(自令和6年3月1日 至令和7年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,098,172
2 事業費用		
(1)事業費	1,136,817	
(2)本部費	—	1,136,817
本来業務事業損失		38,644
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		3,907
2 事業費用		7,838
附帯業務事業損失		3,931
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		4,356
2 事業費用		2,102
収益業務事業利益		2,253
事業損失		40,322
II 事業外収益		
受取利息	171	
その他の事業外収益	1,728	1,899
III 事業外費用		
支払利息	716	
その他の事業外費用	1,009	1,725
経常損失		40,148
IV 特別利益		
固定資産売却益	32	32
V 特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純損失		40,115
法人税・住民税及び事業税		104
当期純損失		40,219

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 慈生会
理事長 鮫島 秀弥 殿

私たちは、社会医療法人慈生会の令和6年会計年度(令和6年3月1日から令和7年2月28日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 5 月 14 日

社会医療法人慈生会

監事



監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 慈生会
理事長 鮫島 秀弥 殿

私たちは、社会医療法人慈生会の令和6年会計年度(令和6年3月1日から令和7年2月28日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 5 月 12 日

社会医療法人慈生会

監事

